

# 「里山フレンズ」活動規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規約は、国営明石海峡公園神戸地区あいな里山公園（以下「本公園」という。）において、市民主体による様々な活動を通し、本公園の魅力や活動の可能性を発見・創造するとともに、それらを多くの人々に伝えていくことにより、魅力的な公園利用の実現と活性化を図るため、国営明石海峡公園神戸地区管理センター（以下「管理センター」という。）およびボランティアが相互に果たすべき役割を定めることを目的とする。

### (名称)

第2条 本活動に参加するボランティアは「里山フレンズ」（以下「本会」という。）と称する。

### (構成及び認定)

第3条 本会は会員（以下「ボランティア」という。）をもって構成する。

- 2 ボランティアは管理センターが認定し、国土交通省近畿地方整備局国営明石海峡公園事務所（以下「公園事務所」という。）が承諾した者とする。

## 第2章 活動内容

### (活動内容)

第4条 本会の活動内容は次の各号に掲げる活動を行う。

- ① 園内ガイドに関する活動（動植物解説・茅葺民家解説・歴史解説 等）
  - ② おもてなし（お茶サービス 等）
  - ③ 古民家飾花
  - ④ 動植物調査・化石地質調査・天体観測
  - ⑤ 農作業・森林整備作業・清掃
  - ⑥ 木工・染織・アート・音楽
  - ⑦ 料理・保存食づくり
  - ⑧ イベント補助
  - ⑨ その他園が認めるもの
- 2 本会の活動にあたっては公園規則を遵守し、公園のボランティアとして相応しい服装、言動、行動に十分配慮する。
  - 3 本会の活動内容については、活動報告を管理センターに提出するものとする。

### (活動エリア)

第5条 本会の活動エリアは、主に棚田地区とし、本公園供用区域内を原則とする。

### (活動日)

第6条 本会の活動は、予め定めた活動計画に基づき実施することとする。

- 2 活動計画に定めた日以外の日でも、第4条に基づく活動は随時実施できることとする。

## 第3章 運営体制

(事務局)

第7条 本会の事務局を管理センターに置く。

(連絡調整)

第8条 運営においては、事務局が連絡調整を行い、活動の円滑化を図ることとする。

## 第4章 会議

(全体会議)

第9条 全体会議は、事務局の招集により、必要に応じて年2回程度開催する。

## 第5章 ボランティア証及び貸与物品

(ボランティア証)

第10条 管理センターはボランティアに、ボランティア証を交付する。

2 ボランティア証の有効期間は、4月1日より翌年3月31日までとし、必要に応じて更新を行う。但し、平成28年度は9月1日より平成29年3月31日までとする。

3 ボランティア証の取扱いについては、次の各号に掲げる項目について遵守することとする。

- ① 登録者の責においてボランティア証を保持し、万一破損・紛失等があった際は速やかに事務局に報告しなければならない。
- ② ボランティア証の使用は登録者本人のみとし、第2章第6条に該当する日以外に使用してはならない。
- ③ ボランティア証の不正使用が認められた場合は、該当する登録者のボランティア証を没収する。
- ④ ボランティアが本会を退会する際は、ボランティア証を管理センターに返却しなければならない。

(支給・貸与物品)

第11条 活動時のユニフォームとして事務局よりスタッフビブス及びネームカードを貸与する。

なお、活動中はスタッフビブス及びネームカードを着用しなければならない。

2 活動に必要な備品（作業道具等）及び諸材料について事前に事務局に協議し、事務局が必要に応じて支給または貸与する。

## 第6章 入園方法の取扱い

(入園料の取扱い)

第12条 ボランティアは本会の活動を目的として入園しようとするとき、管理センターの発行するボランティア証を提示することにより、入園料金・駐車料金ともに無料で入園できる。

(活動時の入園)

第13条 ボランティア活動時の入園口は、主に白川口及び藍那歩行者口とする。ただし、必要に応じて管理センターが他の入口を指定する場合がある。

#### (車両規則)

第14条 本公園内への車両の乗り入れについては、原則森のゾーン駐車場までとし、森のゾーンAまたはBに駐車する。ただし、ボランティアが作業にあたって材料・機材等を運搬する必要が生じた場合は、事前に管理センターと協議し、入園時間及び走行ルート进行调整の上、承諾を得たときは乗り入れてもよい。

### 第7章 報酬・賠償等の取扱い

#### (報酬)

第15条 ボランティアへの報酬は一般的な活動には支給しない。交通費は(公財)神戸市公園緑化協会ボランティア等旅費規程に基づき支給する。

#### (賠償)

第16条 ボランティアは、ボランティア活動中の事故等による損害について、管理センター及び国土交通省、近畿地方整備局及び公園事務所に賠償を求めることは原則できない。ただし、管理センター及び国土交通省、近畿地方整備局及び公園事務所の責に帰すべき理由があるときはこの限りではない。

#### (ボランティア保険)

第17条 ボランティアには、ボランティア活動保険に加入することを推奨する。また、加入に係る費用は、個人負担とする。

2 ボランティア保険の有効期限はボランティア証と同じ(4月1日より翌年3月31日まで)とする。

### 第8章 退会

#### (退会)

第18条 本会を退会しようとするボランティアは、事前に事務局に申し出た上で、その旨を記した書面を提出する。(書式を問わず)

2 規約違反や不適切な行動と認められる行動があり退会することが必要と管理センター及び公園事務所が判断したボランティアは、退会するものとする。

#### (貸与物品の返却)

第19条 退会する際は、ボランティア証と貸与物品を事務局に返却しなければならない。

### 第9章 その他

#### (個人情報の取扱い)

第20条 ボランティアの個人情報(名前、住所、連絡先)は、個人情報保護法及び個人情報保護規程に則り適切に管理する。個人情報は、ボランティアの認定及びボランティア証の発行許可にかかる公園事務所への協議、ボランティア保険加入手続き、活動に関する連絡のためのみに用い、その他の用途には使用しない。

付則

この規約は、平成28年9月1日より施行する。